

東日本大震災等で被災した文学部・文学研究科学生に対する緊急支援実施要項

1 趣旨

東日本大震災等により、学資負担者が被災した結果、家計が急変して経済的に修学困難になった学生に対して、奨学金（給付型）を支給する。

2 支援対象者

(1) 災害救助法適用地域に指定された地域に主たる学資負担者が居住し、罹災した事実を公的証明書等により証明が可能な学生

※独立生計者は、自身の持ち家（借家は除く）が罹災した事実を公的証明書等により証明が可能な方以外、本支援の対象外です。

(2) 福島第一原子力発電所事故の影響により、主たる学資負担者の自宅が警戒区域または計画的避難区域にある学生

(3) 震災の影響により、主たる学資負担者が失業または就業の見込みが立たない学生（減収ではなく収入が0となった場合が対象です。）

3 支援内容

奨学金（給付型） 5万円

4 申請手続き等

(1) 提出書類

①緊急経済支援願い

②り災証明書（被災証明書）（コピー可）

※被災状況（全壊・半壊）が記載されたもの

※主たる学資負担者が失業または就業の見込みが立たない場合は、離職票・退職通知等、その事実が証明できる書類を提出してください。

※教育・学生支援部から、東日本大震災で被災した学生への緊急支援奨学金を支給されている方は、「り災証明書（被災証明書）」を提出する必要はありません。

③結果通知用封筒（長3号に80円切手貼付、返信先住所記載）

④振り込み依頼書（学生本人名義の口座）

⑤学生証の写し

注1) ①、④は文学部・文学研究科のホームページから申請書をダウンロードしてください。

注2) 上記書類以外に審査の過程において必要な書類を求める場合があります。

(2) 提出場所 文学部・文学研究科教務係窓口

(3) 提出期間 平成23年8月4日（木）～10月14日（金）厳守

5 結果通知及び給付の方法

(1) 給付が決定した方には、その旨文書を郵送します。

(2) 奨学金は、本人から申請があった振込口座に入金します。

東日本大震災等で被災した文学部・文学研究科学生に対する緊急支援支給基準

区 分	被災状況	給付額
学資負担者	①死亡・行方不明 ②震災の影響により「失業」又は「就業の見込みが立たない」ことに伴い、経済的に困窮	5万円
家 屋	①全壊（全流出、全焼失）・ ②大規模半壊（床上1メートル以上の浸水とがれきの建物内流入） ③半壊（半流出、半焼失）	5万円
福島第一原発関係	福島第一原発事故の影響により、主たる学資負担者の自宅が「警戒区域」又は「計画的避難区域」の世帯で避難に伴い、経済的に困窮	5万円

※1 被災状況が、複数該当する場合（家が全壊し、学資負担者死亡した等）でも給付額は5万円を上限とする

※2 奨学金の給付は、在学中1回限りとする。